

序章

都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは
2. 都市計画マスタープランの位置づけ
3. 改定の背景
4. 改定のプロセス
5. 基本事項
6. 都市計画マスタープランの構成

序章

都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

那覇市（以下、「本市」という。）には、長期的な視点に立って将来像や基本理念などを示した計画に「那覇市総合計画」（以下、「総合計画」という。）があります。総合計画の中には、教育や子育て、社会福祉、都市基盤など、様々な分野の進むべき方向が記されています。

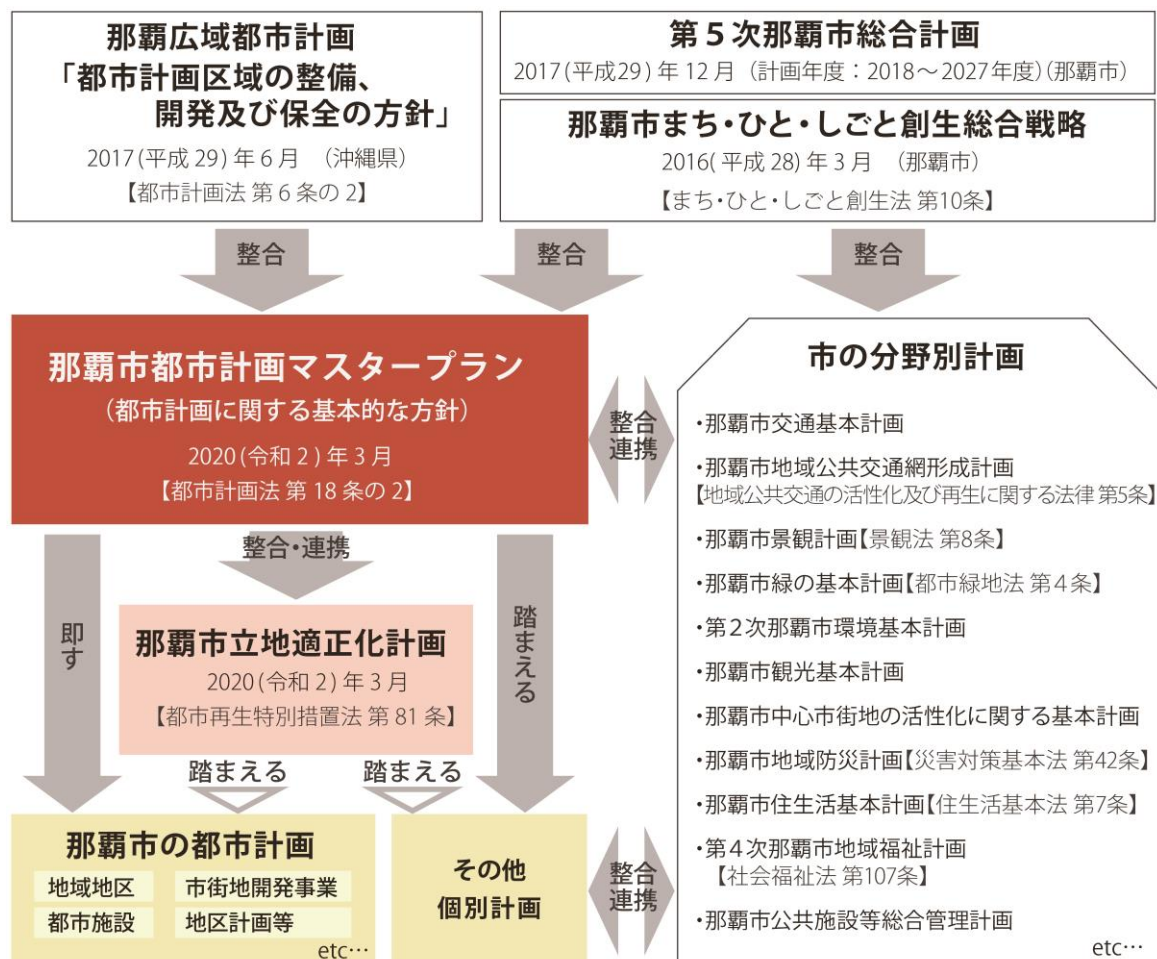
「都市計画マスタープラン」は、総合計画の将来像の実現に向け、主にハード面からのアプローチによるまちづくりの目標や方向性を示すものです。行政だけではなく、市民のみなさんや事業者のみなさんなど、多様な主体とまちづくりの目標を共有するための計画です。

また、都市計画マスタープランは、まちづくりのガイドラインの役割をもっています。都市計画法に基づく個別具体の都市計画の決定・変更を行う際や、まちづくりに関わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針となり、市民のみなさんや事業者のみなさんなど、一人ひとりが身近なまちづくりを考える際の道しるべとなるものです。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく計画で、「市町村の都市計画の基本的な方針」を定めるものです。

沖縄県が策定する「那覇広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』」や本市の「第5次那覇市総合計画（基本構想・基本計画）」などを上位計画としています。



3. 改定の背景

本市の都市計画マスタープランは、1999（平成 11）年 4 月に策定され、まちづくりの目標に沿った道路や公園などの都市施設の計画的な整備、土地利用の規制と誘導の見直しなどを進めてきました。

策定後、約 20 年が経過し、観光客の急激な増加や周辺市町村での大規模開発、地球環境問題など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。今後は人口が減少に転じ、生産年齢人口の減少、超高齢社会の到来が予測されており、持続可能な都市への対応も求められています。また、効果的なまちづくりを進めるために、多様な主体との連携とともに、市民主体の取り組みの重要性も高まっています。

本市を取り巻く状況や背景となる問題の変化を適切にとらえ、今後のまちづくりの方向性を改めて定めるため、「那覇市都市計画マスタープラン」（以下、「本マスタープラン」という。）の改定を行いました。

4. 改定のプロセス

本マスタープランは、様々な立場のみなさんからご意見をいただき、計画づくりを進めました。市民のみなさんが考えるまちの姿を再認識するためのアンケート調査やワークショップを開催し、交通、医療・福祉、経済・産業、建築などの関係機関のみなさんと今後のまちづくりの方向性などについて意見交換を行いました。また、都市計画、産業、福祉、防災などの専門家で構成する外部検討委員会からの意見聴取や関係部局で構成する庁内検討委員会などでの調整、都市計画審議会や市議会での審議を経て、2020（令和 2）年に改定しました。

5. 基本事項

（1）対象地域

本マスタープランは、都市計画区域である本市全域を対象とします。

（2）計画の期間

計画期間は 2020（令和 2）年度を初年度とし、まちづくりが姿を表す概ね 20 年間の計画とします。

（3）将来人口

本市の人口は、2015（平成 27）年から 2020（令和 2）年にかけてピークを迎え、減少に転じることが予想されていますが、中長期的に活力とにぎわいを維持し、沖縄県の県都として、また、中核市として役割を発揮していくため、人口 30 万人の維持を将来人口とします。

6. 都市計画マスタープランの構成

序章

都市計画マスタープランとは 都市計画マスタープランの目的や改定の背景などを示しています。(p.2～)

1章

那覇市の現状と課題 那覇市の特性や成り立ち、現状と課題などを示しています。(p.8～)

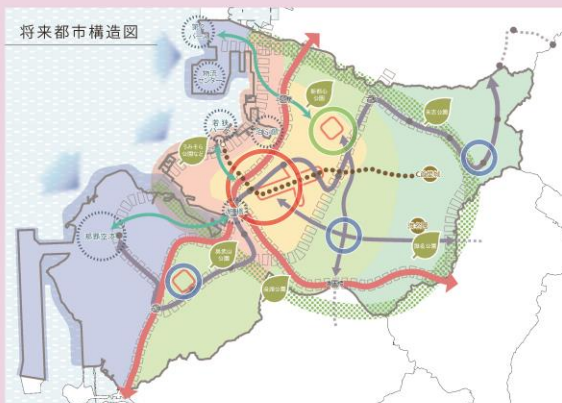
2章

まちづくりの目標

都市整備に関するまちづくりの目標と将来都市構造などを示しています。(p.32～)



まちづくりの目標



将来都市構造

- 1 多様な主体との協働を進める視点
- 2 都市の価値創造の力を向上させる視点
- 3 時代を超えて未来へつなげるまちづくりの視点
- 4 広域都市圏や県都としての連携と分担の視点

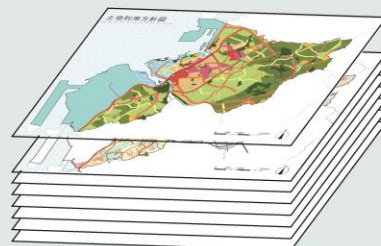
取り組みの視点

3章

分野別まちづくり方針

2章のまちづくりの目標に向かった各分野の取り組みの方向性を示しています。

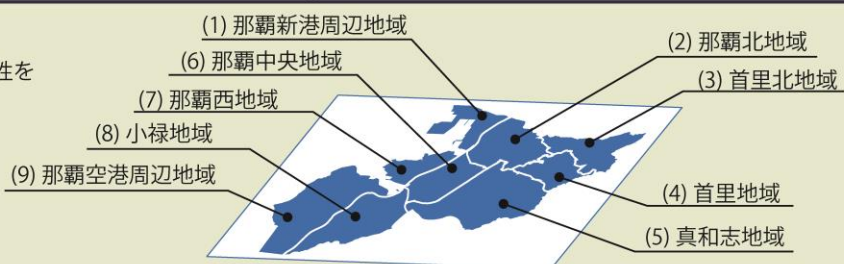
- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 土地利用の方針 | 6. 防災まちづくりの方針 |
| 2. 市街地形成の方針 | 7. 福祉・交流まちづくりの方針 |
| 3. 都市交通体系の方針 | 8. 観光・交流まちづくりの方針 |
| 4. 都市環境形成の方針 | 9. イノベーションまちづくりの方針 |
| 5. 景観まちづくりの方針 | |



4章

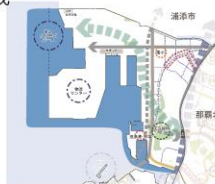
地域まちづくり方針

地域のまちづくりの方向性を示しています。



(1) 那覇新港周辺地域 (p.74～)

- ・物流や交流を支える西海岸道路など広域的な幹線道路の整備や地域の顔となる道路空間の形成
- ・新たな交流拠点を中心とした魅力的なゲート空間の形成



(2) 那覇北地域 (p.86～)

- ・交通結節点を中心とした公共交通、歩行者、自転車利用環境の整備
- ・商業施設、文化施設、レクリエーション施設の集積を活かした回遊性あるまちづくりの推進



(3) 首里北地域 (p.102～)

- ・モノレール駅を中心とした公共交通の利便性の向上と歩行者・自転車利用環境の整備
- ・末吉公園を核とした緑の稜線の保全



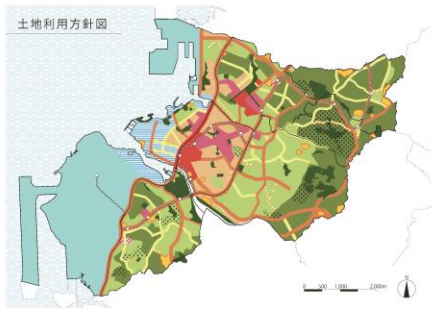
5章

まちづくりの進め方

各施策を展開する際の基本的な考え方を示しています。(p.192～)

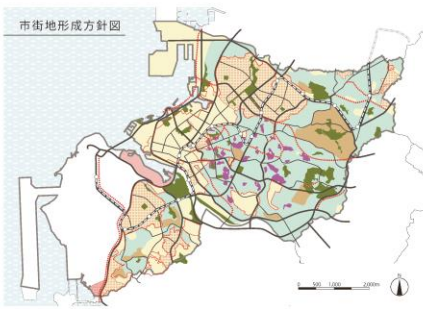
1. 土地利用の方針 (p.40～)

- 1-1 都市基盤を活かした土地利用の推進
- 1-2 地域の特徴を活かした戦略的な土地利用の推進
- 1-3 きめ細やかな土地利用の推進



2. 市街地形成の方針 (p.44～)

- 2-1 都市の活力を創造させる市街地の形成
- 2-2 生活の質を向上させる市街地の形成
- 2-3 コンパクトで利便性の高い市街地の形成
- 2-4 都市ストックの多様な視点からの活用



3. 都市交通体系の方針 (p.48～)

- 3-1 都市交通に対する考え方の転換
- 3-2 誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成
- 3-3 市街地を整理する道路網体系の整備
- 3-4 地域の顔、生活の場となる道づくり



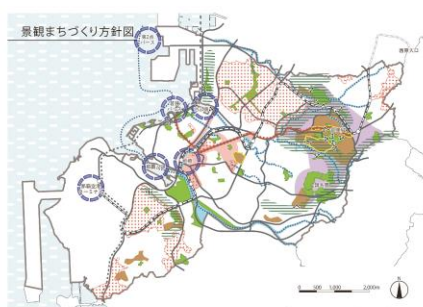
4. 都市環境形成の方針 (p.54～)

- 4-1 市街地の低炭素化の推進
- 4-2 水と緑がもつ多様な機能の向上
- 4-3 多様な生物が生息・生育する環境の形成
- 4-4 墓地の集約化の推進



5. 景観まちづくりの方針 (p.58～)

- 5-1 那覇市らしさを特徴づける景観の骨格づくり
- 5-2 地域の個性を活かし多様な空間が織りなす景観づくり
- 5-3 風格と魅力を兼ね備えた新たな都市美の創造
- 5-4 総合的な景観形成の推進



6. 防災まちづくりの方針 (p.62～)

- 6-1 災害に強いまちづくりの推進
- 6-2 災害時の拠点やライフラインの機能強化
- 6-3 協働による防災まちづくりの推進

7. 福祉・交流まちづくりの方針 (p.64～)

- 7-1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 7-2 気軽に出かけられるまちの形成
- 7-3 住み続けられる良質な住環境の形成

8. 観光・交流まちづくりの方針 (p.66～)

- 8-1 都市観光の魅力を感じるまちづくりの推進
- 8-2 快適に観光が楽しめるまちづくりの推進
- 8-3 中心市街地の再生と新たな交流が生まれるまちづくりの推進
- 8-4 歴史・芸術・文化でつなぐまちづくりの推進

9. イノベーションまちづくりの方針 (p.69～)

- 9-1 人が出会い刺激し合える場所づくり
- 9-2 時代の変化に柔軟に対応するしなやかなまちづくりの推進

(4) 首里地域 (p.114～)

- ・首里城を中心とした地域に残る昔ながらの集落形態や歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進
- ・暮らす人と訪れる人のバランスの取れた交通環境の形成



(5) 真和志地域 (p.128～)

- ・まちづくりと一体となったモデル性の高い基幹的公共交通システムの導入
- ・識名園の歴史を核とした歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進



(6) 那覇中央地域 (p.144～)

- ・公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ・公園のアップローチの向上と柔軟な利用による賑わいの創出



(7) 那覇西地域 (p.160～)

- ・若狭パースの周辺や福州園、中心市街地までのアメニティ空間の創出
- ・海浜部に隣接する立地条件を活かした多彩な都市機能の充実



(8) 小緑地域 (p.172～)

- ・良好な景観の形成や緑化の推進などによる成熟した住環境の形成
- ・憩いやレクリエーション活動の場、みどりのオープンスペースとしての魅力ある公園づくりの促進



(9) 那覇空港周辺地域 (p.188～)

- ・那覇の玄関口として、空港から市街地へ向かう亜熱帯都市の空間整備



コラム

1. 那覇広域都市計画区域とは？

都市計画区域という言葉をご存じですか？例えば、用途地域を指定して土地利用を誘導・制限することや、都市計画道路や都市公園の位置などを都市計画として定めるためには、その対象となる区域（都市計画の制度を活用できる区域）をあらかじめ定めておく必要があります、その区域を「都市計画区域」と言います。

都市計画区域は、人口や土地利用、交通量などの状況や見通し、通勤や通学などの日常生活圏、社会的・経済的な区域の一体性などから総合的に判断して定められ、複数の行政区域（市町村）にわたる場合を「広域都市計画区域」と呼びます。県内には、7つの都市計画区域があり、本市は、北中城村から糸満市までの5市4町2村で構成される「那覇広域都市計画区域」に属しています。

今回改定する「那覇市都市計画マスタープラン」の上位計画に「那覇広域都市計画区域マスタープラン」が存在するように、那覇市だけではなく、周辺市町村を含めた広域的な視点からの都市計画やまちづくりを考えることも大切です。

